

公 告 第 2 1 3 号
令 和 6 年 8 月 1 日

被 保 険 者 各 位

三越伊勢丹健康保険組合
理 事 長 白 藤 淳
(公 印 省 略)

諸 規 程 の 新 設 に つ い て

このたび、下記の規程を新設することにいたしましたので、公告いたします。

記

1. 「資格確認書管理規程」を、別紙の通り令和6年12月2日に新設する。

以上

資格確認書管理規程

(目 的)

第1条 この規程は、三越伊勢丹健康保険組合における健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の管理についての基準を定め、資格確認書の適正な管理を図ることを目的とする。

(管理責任者)

第2条 資格確認書の管理責任者は、常務理事とする。

(保管方法)

第3条 資格確認書の原紙は、錠のかかる書庫等に納め厳重に保管するものとする。

(受入れ及び払出し)

第4条 資格確認書の原紙を受入れたとき、又は交付したときは、その年月日及び数量を受払簿（別紙様式）へ記録し、その取扱いを明確にするものとする。

(無効証及び廃棄処分)

第5条 被保険者資格喪失等の事由により返納された資格確認書又は書損となった資格確認書は第一面に無効表示を行なった後、廃棄するものとする。

2 資格確認書の廃棄は、常務理事の決裁を経て処分するものとする。

(再交付手数料の徴収)

第6条 資格確認書を再交付する場合は、これに要する費用として、再交付1件につき、

- 1, 0 0 0円を被保険者より徴収する。

- 2 被保険者は、前項に定める費用について、事業所を通じて納付するものとする。ただし、任意継続被保険者については組合の指定する金融機関口座に納付するものとする。

- 3 組合は、き損や汚損等資格確認書が添付されている場合、その他再交付手数料を徴収することが不相当と判断した場合は再交付手数料を徴収しないことができる。その判断は常務理事の決裁による。

